



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 5 日 (火)
第 8 3 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (382) (福祉保健課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (383) (〃) 2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (384) (〃) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (385) (〃) 2
	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (386) (障がい福祉課) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (387) (経済通商総室) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (388) (会計指導課) 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (389) (東部総合事務所県民局) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (390) (東部総合事務所福祉保健局) 5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 5
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (国際観光推進課) 7
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) 9

告 示

鳥取県告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
米子デンタルクリニック	米子市新開五丁目1-9	平成23年5月1日
たけ歯科医院	倉吉市駄経寺町二丁目40-2	平成23年6月1日

鳥取県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
林原 永知	西伯郡大山町田中616	林原整骨院	西伯郡大山町田中616	平成23年6月28日
山口 正夫	鳥取市吉成南町一丁目 1-20	山口整骨院	鳥取市吉成南町一丁目 1-20	〃

鳥取県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
ふくらクリニック	倉吉市山根532	平成11年8月1日
たなかクリニック	鳥取市吉方温泉三丁目807	平成23年5月1日

鳥取県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
米子デンタルクリニック	米子市新開五丁目1-9	平成23年4月30日

鳥取県告示第386号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び設置の場所	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人鳥取福祉会 鳥取市の場二丁目1	うぶみ苑 鳥取市湖山町西一丁目516-3	平成23年3月31日	知的障害者通所授産施設 支援

鳥取県告示第387号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合西伯店
西伯郡南部町阿賀226-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
丸合不動産株式会社 代表取締役 田中 肇
米子市東福原六丁目12-40
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 1,581.37㎡
変更後 2,421.37㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 172台
変更後 110台
 - イ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 変更前 34.9㎡

変更後 57.3m³

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 7の書類に記載のとおり

(イ) 容量 変更前 35.1m³

変更後 40.8m³

4 変更年月日

平成24年2月18日

5 変更する理由

来客者の利便性向上のため、ドラッグストアを誘致し増床する。

6 届出年月日

平成23年6月17日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成23年7月5日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡南部町天萬558 南部町役場産業課

10 意見書の提出

南部町の区域内に居住する者、南部町において事業活動を行う者、南部町の区域をその地区とする商工会その他の南部町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第388号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

河川法（昭和39年法律第167号）第67条に規定する原因者負担金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部河川課

課長 竹森 達夫

課長補佐兼主幹 福田 成生

主事 有岡 博己

3 委任期間

平成23年6月28日から平成24年3月31日まで

鳥取県告示第389号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年8月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月5日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

1 申請のあった年月日

平成23年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人霞の里観光開発

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

川本 正夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市良田39-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域の自然、文化、伝統芸能、民謡、湖山池の伝説、石釜漁、人材など地域資源を最大限に活用し、中でも湖山池は最も貴重な、鳥取砂丘に並ぶ規模の地域資源であり、近隣に千年の歴史を持つ吉岡温泉、長柄川（源氏ほたる）、防巳尾城跡、青島遺跡、山陰の民謡、伝説、史跡、それに加え地質学的にも貴重なジオパークを中心とした文化を観光ガイドして、これらを中心とした街づくりを推進し、活力と個性際立つ地域となるよう、地域住民と協同で積極的に活動する。そして、近隣地域の模範となる様な「地域経営」を推進し、もって地域社会全体の利益の増進に、寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

特定非営利活動の種類及び事業

鳥取県告示第390号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月5日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
NPO法人 若桜	八頭郡若桜町 大字若桜396	NPO法人若桜	八頭郡若桜町大字 若桜396	就労継続支援A型、 就労継続支援B型	平成23年7月1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年7月5日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成23年8月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成23年8月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁議会棟2階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
初心者講習		平成23年8月26日 午前10時から午後 3時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 平成23年度鳥取県外国人観光客入込動態調査

(2) 業務の目的

本県における外国人観光客の入込動態について把握を行い、本県国際観光事業の成果の検証及び施策の企画立案のための基礎資料とする。

(3) 業務の内容

県内観光地等における月別入込客数調査及び外国人観光客へのアンケート調査を実施する。

なお、その詳細は、「平成23年度鳥取県外国人観光客入込動態調査に係る企画提案募集要項」、「平成23年度鳥取県外国人観光客入込動態調査業務委託仕様書」及び「企画提案書作成要領」によるものとする。

(4) 履行場所 鳥取県内

(5) 履行期間 契約の日から平成24年3月26日(月)まで

(6) 予算額 2,500千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が各種調査委託の市場等調査及び統計調査に登録されているものであること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年7月14日(木)午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成23年7月5日(火)から本県業務の委託に係る契約を締結するまでの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から企画提案書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(5) 外国人観光客入込動態調査の実績など本委託業務と同種又は関連した業務実績を有していること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 企画提案書の評価

(1) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を平成23年7月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に5の(1)の場所に提出すること。

(2) (1)により提出された企画提案書の評価は、県が設ける審査会において、次の評価基準に基づき審査し、合議の上、最優秀提案者を選定するものとする。なお、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。

ア 鳥取県の現状及び施策への理解度

イ 提案内容の具体性、実効性及び独自性

ウ 業務の推進体制

4 最優秀提案者の決定

- (1) 審査会において、各委員はあらかじめ定めた評価項目、評価基準及び評価方法に基づいて、企画提案書の内容を評価して採点する。
- (2) 各委員の評価点を合計した得点が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。
- (4) 最優秀提案者として選定された者及び最優秀提案者として選定されなかった者には別途通知する。

5 担当部局等

(1) 担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県文化観光局国際観光推進課

電話番号 0857-26-7310

ファクシミリ 0857-26-2164

電子メールアドレス kokusaikankou@pref.tottori.jp

(2) 入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話番号 0857-26-7433

(3) 企画提案書作成要領等の交付

企画提案書作成要領その他の資料は、平成23年7月5日（火）午後1時から同月22日（金）までの間にインターネットの鳥取県文化観光局国際観光推進課 (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4806>) から入手するものとする。

(4) 提出の方法

本件業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を作成し、持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。なお、送付による申し込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

6 契約の締結

4により、最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更協議を含む。協議が不調の時は、4の(3)による順位付けの結果が上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

7 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

- (1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。
- (2) 提出された企画提案書は本件委託業務審査のためにのみ使用する。
なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (4) 提出された企画提案書は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途に使用しない。

- (5) 著作権の取扱いについては、次のとおりとする。
- ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。
 - イ 委託業者として選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は、提案者に対して企画提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (6) この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成23年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成23年7月5日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

- 1 試験の日時
平成23年11月13日（日） 午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所
鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学鳥取キャンパス
- 3 試験方法及び科目
次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。
 - (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
 - (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
- 4 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 提出書類
受験願書一式
 - イ 提出先及び提出方法
〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階
財団法人行政書士試験研究センター
受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。
 - ウ 受付期間
平成23年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで
なお、平成23年9月2日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
 - エ 受験手数料
7,000円（納付方法については、8により配布する試験案内を参照すること。）
 - (2) インターネットによる受験申込み
 - ア 受験申込画面への入力
財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネッ

ト出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

平23年8月1日（月）午前9時から同月30日（火）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面の大変な混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料

7,000円（納付方法は、申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master又はUCに限る。）による決済のみとする。払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）

5 問合せ先

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-5251-5600

6 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者に対しては、障害の状態により必要な特例措置（点字試験を含む。）をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って5の問合せ先に必ず相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成24年1月30日（月）午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

8 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成23年8月26日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成23年8月1日（月）から同月26日（金）まで

イ 請求先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留

財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成23年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（土曜日及び日曜日を除く。）に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県未来づくり推進局県民課	鳥取市東町一丁目220	午前8時30分から
鳥取県総務部政策法務課	鳥取県庁本庁舎内	午後5時15分まで
鳥取県東部総合事務所県民局	鳥取市立川町六丁目176	〃
鳥取県八頭総合事務所県民局	八頭郡八頭町郡家100	〃
鳥取県中部総合事務所県民局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所県民局	米子市糺町一丁目160	〃
鳥取県日野総合事務所県民局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで